

開催日時 令和05年06月19日 午後03時00分～午後04時00分

開催場所 東京湾岸警察署 会議室
出席者 協議会委員 8名
署長ほか 3名

内 容

会議に先立ち、会長、副会長を互選した。
また、交通課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 生活安全課における防犯活動への取組について
 - (1) 自治体や住民、事業者に対する犯罪情報等の提供
 - (2) 防犯ボランティア活動の実施に係る助言や指導
 - (3) 民間企業等との防犯活動組織の立ち上げに向けた取組
- 2 交通課における交通問題解消と広報啓発活動への取組について
 - (1) 交通対策会議の開催
関係機関・団体の代表者等による会議を開催し、貨物車の路上待機がもたらす交通渋滞や交通事故等の問題を解消するため、専用待機場所設置等を働き掛けた。
 - (2) あらゆる機会を捉えた広報啓発活動
今春の活動結果
ア 春の全国交通安全運動における自転車マナー向上のキャンペーン
イ 企業に対する交通安全講話
ウ 小学校等における交通安全教室

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
改正道路交通法の概要と今後の取組について
 - (1) 原動機付自転車の類型
 - ア 一般原動機付自転車
現行の原動機付自転車のほか、新基準に該当しない電動キックボード
 - ・ 運転免許証が必要
 - ・ ヘルメットの着用義務
 - ・ 法定速度は時速30キロメートル
 - イ 特定小型原動機付自転車
新基準を満たす電動キックボード
 - ・ 運転免許証不要
 - ・ ヘルメット着用は努力義務
 - ・ 最高速度は時速20キロメートル以下
 - ・ 最高速度表示灯(緑色)が点灯
 - ウ 特例特定小型原動機付自転車
特定小型原動機付自転車のうち、下記の条件を満たすもの
 - ・ 最高速度が時速6キロメートル以下
 - ・ 最高速度表示灯(緑色)が点滅
 「自転車歩道通行可」の交通規制が実施されている歩道を通行できる。
 - (2) 特定小型原動機付自転車について
 - ア 運転者の年齢制限等の注意点
 - 16歳未満の者の運転禁止
 - 16歳未満の者に対する提供禁止
 - イ 車体の大きさ・構造の基準
車体の大きさは、長さ190cm以下、幅60cm以下であること。
原動機として、定格出力が0.60kw以下の電動機を用いること。
走行中に最高速度の設定を変更することができないこと。
オートマチック・トランスミッション(AT)機構がとられていること。
 - ウ その他の要件
道路運送車両法上の保安基準に適合していること。
自動車損害賠償責任保険の契約をしていること。
標識(ナンバープレート)を取り付けていること。
 - エ 歩道の通行

一定の基準を満たすものは、特例特定小型原動機付自転車として、歩道を通行することができる。

- (3) 通行方法について
 - ア 特定小型原動機付自転車
 - イ 特例特定小型原動機付自転車それぞれについて、道路における通行する区分を図面を用いて事例別に説明
- (4) 飲酒運転の禁止
 - ア 酒を飲んだ時は絶対に運転してはならない。
 - イ 酒気を帯びている者で、飲酒運転をすることとなるおそれがある者に対し特定小型原動機付自転車を提供してはならない。
 - ウ 飲酒運転をすることとなるおそれがある者に対し酒類を提供し、又は飲酒を勧めてはならない。
- (5) 今後の取組
 - ア ルールの周知
 - 交通安全キャンペーン、交通安全教室等における広報啓発活動の推進
 - デジタルサイネージ、公共交通機関のアナウンス等、各種広報媒体を通じた効果的な広報啓発活動
 - イ 取締りの推進
 - 悪質違反者に対する取締り強化
 - 交通課と地域課が連携した取締りの推進
- 2 警察署協議会からの意見要望等
法改正の周知については、改正点を整理し、分かりやすくまとめたチラシを活用して、キャンペーン等の広報活動を実施してほしい。

[その他の意見要望等]

品川ふ頭地区において、トレーラー等の荷待ち車両が横断歩道や交差点内にはみ出て駐車していることがあり、他の交通に危険を及ぼすおそれがあるので、対策をお願いしたい。

その他	次回（令和5年度第2回）は、令和5年9月から10月の間に開催予定。
-----	-----------------------------------

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

開催日時 令和05年03月03日 午後04時00分～午後05時15分

開催場所 東京湾岸警察署 会議室 出席者 協議会委員 8名
署長ほか 5名

内 容

会議に先立ち、交通課長、生活安全課長、水上安全課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 保護活動の現状について
 - (1) 保護の種類について
生活安全課において取り扱う保護の主な種類について下記のとおり説明した。
 - ア 認知症の疑いのある高齢者の徘徊
 - イ 自殺企図者
 - ウ 精神疾患等により自傷、他害のおそれのある者
 - (2) 要保護者の措置について
要保護者の措置について下記の態様別に説明した。
 - ア 認知症の高齢者を保護した場合
 - イ 自殺企図者を保護した場合
 - ウ 自傷他害のおそれがある精神疾患者を保護した場合
 - エ 児童虐待の被害児童を保護した場合
 - オ ホームレスを保護した場合
 - (3) 保護活動の今後の課題について
保護活動を取り巻く現状と今後の課題について下記のとおり説明した。
 - ア 増加する認知症の高齢者への対応
 - イ 夜間や休日における自治体との連携
 - ウ 精神疾患者の医療機関への引継ぎ
 - エ 潜在化する、児童及び高齢者に対する虐待への対応
- 2 令和4年中における警備艇の活動状況について
 - (1) 警備艇活動状況について
警備艇の活動状況について下記の態様別に説明した。
 - ア 水難救助
 - イ 遺体収容活動
 - ウ 立入禁止場所侵入に対する取締り
 - エ 水域に面した通学路の警戒活動
 - (2) 警備艇を活用した訓練について
昨年実施した各種訓練の内容等について説明した。
 - (3) 水上安全課員の新たな活動服について
本年から試行している新たな活動服のデザイン及び今後の配備計画について説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
東京湾岸警察署管内の交通事故情勢等について
 - (1) 令和4年中の交通事故発生状況について
交通人身事故の発生件数及び死者数について過去の統計と対比させて発生状況の推移を説明した。
交通事故の発生状況を下記のとおり類型別に示した。
 - ・ 人と車両
 - ・ 車両と車両
 - ・ 車両単独
 交通事故の当事者がどのような状態であったかを示す状態別関与率について、下記のとおり当事者別に説明した。
 - ・ 高齢者
 - ・ 二輪車
 - ・ 自転車
 - ・ 貨物車
 - ・ タクシー

- ・ 子供
交通事故の発生場所について、分布図を示して多発地区等を説明した。
- (2) 重点取締地区の公表等について
 - ア 交通違反重点取締場所について
現在、公開している交通違反重点取締場所について、下記の指定場所を示して説明した。
 - (ア) 江東区新木場1丁目付近
 - (イ) 江東区東雲2丁目付近
 - (ウ) 港区台場2丁目付近
 - イ 取締り活動ガイドラインについて
最重点路線及び地域として指定している箇所について下記のとおり説明した。
 - (ア) 晴海通り
 - (イ) 新木場木材通り
 - (ウ) 台場1・2丁目(国道357号線の北側)
- (3) 令和5年度の道路交通環境について
令和5年度に開通を予定している有明西学園北側区道の交通規制状況について説明した。
新たに駐車禁止の交通規制を実施予定の新木場及び若洲地区の道路交通環境について説明した。
- (4) 春の全国交通安全運動について
本年5月11日から5月20日までの間に実施予定の全国交通安全運動における重点について下記のとおり説明した。
 - ア 子供を始めとする歩行者の安全確保
 - イ 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
 - ウ 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 湾岸地区特有の問題として路上で待機しているトレーラーやトラックの多さが挙げられるが、解消するためには専用の待機場所を確保する必要がある。その整備を進めるために、警察からも東京都や企業等への働き掛けをしていただきたい。
 - (2) 最近、自動車を運転しながらスマートフォンの画面を注視している運転手や、街中でいわゆる「歩きスマホ」をしている人をよく見掛ける。全国交通安全運動はこれらの人達に対する注意喚起には良い機会なので、こうした行為が及ぼす危険性等について広報していただきたい。

[その他の意見要望等]

委員から「有明地区は新たに開発されたため、企業間のつながりが希薄で防犯活動等を行う自治組織もない。パトロールのような警察活動をサポートするため、警察からも民間企業等の職員からなる組織の立ち上げを働き掛けていただきたい。」旨の要望があった。

その他	次回(令和5年度第1回)の協議会は、令和5年6月開催予定
-----	------------------------------

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和04年度 第3回 東京湾岸警察署協議会 議事概要

開催日時 令和04年12月02日 午後04時00分～午後05時15分

開催場所 東京湾岸警察署 会議室
出席者 協議会委員 8名
署長ほか 5名

内容

会議に先立ち、警備課長、刑事組織犯罪対策課長、地域課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 管内の警備概要等について
 - (1) 管内における警備実施状況について
下記のとおり分類別に説明した。
警衛（天皇皇后両陛下及び皇族の御身の安全を確保するために行う警備）
警護（総理大臣をはじめとする国内外の要人の身の安全を確保するために行う警備）
雑踏（イベント等において雑踏事故が発生しないように人員の整理、誘導等を行う警備）
災害等（風水害や地震による被害のほか、救助活動が必要な交通事故や労務災害を含む）
 - (2) 本年中の主な警備実施内容について
本年1月から11月までの主な警備と当署の取組について説明した。
 - (3) 各種警備訓練の実施状況について
様々な事案の発生を想定し、本年中に実施した各種警備訓練の実施状況について下記のとおり説明した。
救出救助訓練
解体予定のパレットタウン建屋を利用し、地震による家屋の倒壊現場を想定した訓練を実施した。
震災警備訓練
首都直下地震の発生を想定し、初動体制の確立、被害情報の収集、救出救助及び交通規制等の要領について訓練を実施した。
鉄道における異常発生時対応訓練
列車内や駅構内において刃物や可燃物を用いた無差別致傷事件が発生した場合の対応訓練を実施した。
東京港テロ対策合同訓練
東京港においてテロ事案が発生したとの想定で訓練を実施すると共に、関係機関の相互連携や対処要領について確認を行った。
- 2 地域課取扱い事犯と検挙状況について
 - (1) 管内の犯罪発生（認知）状況について
下記のとおり罪種別に説明した。
万引き
自転車盗
暴行等
特殊詐欺
 - (2) 地域課における検挙状況について
下記のとおり説明した。
刑法犯（万引き、自転車盗、暴行等）
特別法犯（薬物事犯、軽犯罪法違反）
交通違反（交差点違反等）
 - (3) 地域課の取組
下記のとおり説明した。
職務質問による検挙活動
交通違反の取締り
パトロールの強化
防犯活動（巡回連絡、登下校見守り、関係機関との連携等）
ふれあい連絡協議会の開催

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容

- 東京湾岸警察署管内の犯罪被害発生状況について
- (1) 管内の犯罪発生（認知）状況について
本年1月から10月までの都内及び当署管内における犯罪の発生（認知）状況と検挙状況について説明した。
 - (2) 強行犯事件の認知・検挙状況について
当署管内において発生した主な凶悪犯罪及び粗暴犯罪の認知・検挙状況について説明した。
 - (3) 知能犯事件の認知・検挙状況について
当署管内において発生した詐欺事件及び特殊詐欺事件の認知・検挙状況について説明した。
 - (4) 盗犯事件の認知・検挙状況について
当署管内において発生した侵入・非侵入窃盗事件の認知・検挙状況について説明した。
- 2 警察署協議会からの意見要望等
署長から説明のとおり、各種対策を継続・推進していただきたい。

[その他の意見要望等]

- 1 委員から「最近、国道357号線の西行きで、城南島付近の渋滞が日増しにひどくなっているため、緩和するための対策を講じてほしい。」旨の要望があった。
- 2 委員から「自動車盗の手口として、特殊な機器をエンジン付近に接続してドアロックを解除、エンジンを始動させる『CANインペーダー』という手口が増えている、という説明があったが、防御策等があれば周知してほしい。」旨の要望があった。

その他	次回（令和4年度第4回）の協議会は、令和5年3月実施予定
-----	------------------------------

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

開催日時 令和04年10月05日 午後04時00分～午後05時15分

開催場所 東京湾岸警察署 会議室 出席者 協議会委員 8名
署長ほか 5名

内 容

会議に先立ち、交通課長、生活安全課長、水上安全課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 コンテナふ頭の渋滞対策及び電動キックボードへの対応について
 - (1) コンテナふ頭の渋滞解消対策について
これまでの渋滞状況を鑑み、警察から東京都港湾局へ働き掛けを行い、同局が実施してきた施策について下記のとおり説明した。
違法駐車（台切りシャーシ）対策
車両待機場の整備
コンテナ関連施設（バンブール・シャーシブール）の開設
東京港ストックヤードの開設と早期ゲートオープン
GPS端末を活用した混雑状況の可視化
 - (2) 電動キックボードへの対応について
電動キックボードの種別及びその概要について、また、電動キックボードが関わる事故の発生状況等について下記のとおり説明した。
特例電動キックボードと個人所有の電動キックボードの違い
電動キックボードに係る法整備状況
電動キックボードの交通ルール
電動キックボードが当事者の交通事故発生状況
電動キックボードの運転者が取締りを受けた違反態様
電動キックボードの運転者に対する交通事故防止の広報啓発活動
- 2 令和4年上半期の警備艇活動状況について
水上安全課の活動内容及び活動状況について下記のとおり説明した。
 - (1) 警備艇活動状況
検挙活動の状況
人命救助活動の状況
遺体捜索活動の状況
 - (2) 水上安全課の活動とその歴史
関東大震災における遺体収容活動
日航機羽田沖墜落事故（昭和57年）における救助活動
オウム真理教による一連の事件における各種捜索活動
「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」開催に伴う警備活動

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
少年犯罪の現状と非行防止対策について
 - (1) 少年事件の現状と特徴について
昨年の東京都内における刑法犯及び街頭犯罪に占める少年の割合、東京湾岸警察署において検挙した少年事件の特徴について下記のとおり説明した。
SNS上の誹謗中傷による名誉毀損事件
家出中の女子高校生が被害者となった青少年育成条例違反事件
いわゆる「闇バイト」による特殊詐欺の受け子事件
 - (2) 少年事件に使われるアプリケーションソフトについて
少年犯罪の多くにおいて、ツールとして使用されているアプリケーションソフトとその特性について下記のとおり説明した。
匿名性が高い
痕跡が残らない
影響が世界中に及ぶ
流出したデータは回収不能
 - (3) 被害及び非行防止、補導活動について
子供が犯罪被害に遭わないため、また犯罪者に利用されないために警察が小学校等の教育現場に赴いて行っている活動と、少年の健全育成を目的とした活動について

- て説明した。
- 2 警察署協議会からの意見要望等
デジタル化している少年犯罪について、学校へ出向いた際、保護者にもアプリケーションソフトの危険性等の教養を実施していただきたい。また、補導についてもその定義を知らない保護者が多数いると考えられるため、併せて周知するようお願いしたい。

[その他の意見要望等]

委員から「歴史ある警備艇の活動の歴史をしっかりと後世に伝えるため、その活動の記録をしっかりと残していただきたい。」旨の要望があった。

その他

次回（令和４年度第３回）の協議会は、令和４年１２月に開催予定。

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和04年度 第1回 東京湾岸警察署協議会 議事概要

開催日時 令和04年06月20日 午後04時00分～午後05時15分

開催場所 東京湾岸警察署 会議室 出席者 協議会委員 9名
署長ほか 5名

内容

会議に先立ち、警備課長、刑事組織犯罪対策課長、地域課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 災害対策について
 - (1) 首都直下地震の被害想定について
東京都の防災会議における被害想定概要及び当署管内において想定される被害について下記のとおり説明した。
物的被害と人的被害
時系列で示した災害シナリオ
津波による被害想定
管内の特徴と危険箇所
 - (2) 過去の災害による被害について
当署管内において過去に発生した災害について下記のとおり説明した。
東日本大震災時に発生した液状化による道路の陥没
大雨による道路の冠水
降雪による車両の立ち往生
 - (3) 災害に備えた各種取組について
各種災害への対処能力を向上させるために実施している各種訓練や取組について下記のとおり説明した。
倒壊家屋を想定した救出救助訓練
水難事故・大規模災害を想定した救出救助訓練
パートナーシップ参画団体に対する防災講話の実施
自治体等関係機関との連絡会議を通じた連携の強化
- 2 指定重点犯罪と当署発生の強盗事件について
 - (1) 指定重点犯罪について
指定重点犯罪の各罪種及びその手口について説明した。
 - (2) 特殊詐欺の現状について
特殊詐欺事件の認知件数及び被害額、被害場所、被害者等、犯行内容について説明した。
 - (3) 当署における指定重点犯罪の状況について
当署管内における指定重点犯罪の状況について罪種別に説明した。
 - (4) 当署発生の強盗事件について
当署管内において発生した強盗事件の概要及び被疑者検挙に至るまでの捜査状況について説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
地域課取扱事犯と検挙状況について
 - (1) 管内の犯罪発生（認知）状況について
地域課において取り扱おう犯罪（刑法・特別法犯）の発生（認知）状況について説明した。
 - (2) 地域課検挙状況について
地域課における犯罪（刑法・特別法犯）及び交通違反の検挙・取締り状況について説明した。
 - (3) 地域課の取組について
地域課における各種取組について下記項目別に説明した。
職務質問による検挙
パトロールの強化
巡回連絡をはじめとする防犯活動
交通違反の取締り
ふれあい連絡協議会
 - (4) 巡回連絡の状況について

- 地域課の警察官が巡回連絡を通じ住民等に発信している情報について説明した。
- 2 警察署協議会からの意見要望等
首都直下地震発生時のように、富士山が噴火した際の対策について策定しているのであれば、周知すべき部分については知らせていただきたい。

[その他の意見要望等]

- 1 委員から「タワーマンションにおいて強盗事件が発生し犯人が検挙されたとのことであるが、タワーマンションは世帯数も多く、住民同士の交流もあまりないことから、防犯対策を講じる上での留意点などがあれば広報をお願いしたい。」旨の要望があった。
- 2 委員から「湾岸地区はコンテナふ頭周辺道路のトレーラー渋滞が激しく、車道を塞いでしまう時もあるため、警察から国や都、関係団体等に対しトレーラー専用の待機場所を設置するよう働き掛けをしていただきたい。」旨の要望があった。
- 3 委員から「最近、湾岸地区では電動キックボードが走っているのをよく見掛けるが、今後、事故の発生が懸念される。これまでに起きた事故の態様を踏まえた上で、どうすれば事故を防ぐことができるのか、注意点等を周知していただきたい。」旨の要望があった。

その他

次回（令和４年度第２回）の協議会は、令和４年９月実施予定。

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

開催日時 令和04年03月07日 午後04時00分～午後05時15分

開催場所 東京湾岸警察署 会議室 出席者 協議会委員 9名
署長ほか 5名

内 容

会議に先立ち、交通課長、生活安全課長、水上安全課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 生活安全相談の受理状況について
 - (1) 過去3年間の当署における相談受理状況について
当署において受理した相談の内容について下記のとおり説明した。
生活安全に関する相談
刑事事件や暴力団に関する相談
道路交通等に関する相談
 - (2) 生活安全に関する相談の内容について
当署の生活安全課において受理した相談の内容について下記項目別に説明した。
人身安全関連事案
配偶者からの暴力(DV)事案
ストーカー事案
児童虐待事案
犯罪等の被害防止に関するもの
家庭や職場、近隣の問題に関するもの
少年問題に関するもの
 - (3) 人身安全関連事案について
人身安全関連事案の定義及び認知した際の対応について説明した。
 - (4) 配偶者からの暴力(DV)事案について
配偶者からの暴力事案(DV)事案を認知した際の対応について説明した。
- 2 令和3年中の水上安全課活動状況
 - (1) 警備艇の活動状況について下記のとおり説明した。
水難救助活動
遺体収容活動
検挙(立入禁止)活動
通学路警戒活動
 - (2) 警戒活動の様子について
警備艇による不審者の発見や不法行為の抑止といった警戒活動及び水難事故防止活動の様子を説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
令和3年の交通事故発生状況を踏まえた交通指導取締りについて
 - (1) 令和3年中の交通事故発生状況について
東京湾岸署管内の交通事故情勢について、類型別発生状況及び状態別関与率、事故多発路線と交差点をそれぞれ説明した。
 - (2) 重点取締場所の公表等について
事故発生状況に即した交通違反の取締りについて下記のとおり説明した。
交通違反の取締場所について
重点取締場所の公表について
駐車取締り活動ガイドラインについて
 - (3) 電動キックボードへの対応について
電動キックボードの種別による違いについて下記のとおり説明するとともに、特例電動キックボードのサービス提供場所について説明した。
個人所有の電動キックボード
原動機付自転車扱いのためヘルメットの着用義務があり、電動走行は車道に限る。
特例電動キックボード
小型特殊自動車扱いのためヘルメットの着用義務はなく、電動走行は車道及び自転車道・自転車専用通行帯のどちらも可。

- (4) 春の全国交通安全運動について
 実施期間及び重点について下記のとおり説明した。
- ア 子供を始めとする歩行者の安全確保
 - イ 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
 - ウ 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保
 - エ 二輪車の交通事故防止
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 署長から説明のとおり、各種対策を継続・推進していただきたい。

[その他の意見要望等]

- 1 委員から「湾岸地区は大型貨物自動車の通行が多いため、電動キックボードが車道を走行するとこれらの車両の死角に入り込む可能性が高く、大変危険である。また、幹線道路は今でも普通自動車と貨物自動車、原動機付自転車、自転車とそれぞれ走行する速度が異なっており、そこへ更に電動キックボードの速度が加わると交通の流れに影響を及ぼすと考えられることから、再考をいただきたい。」旨の要望があった。
- 2 委員から「湾岸地区の特性上、交通事故における貨物自動車の関与率が高い、とのことであるが、データを公表する等して広報啓発活動を進め、交通事故の防止対策に取り組んでいただきたい。」旨の要望があった。

その他	次回（令和4年度第1回）の協議会は、令和4年6月に実施予定。
-----	--------------------------------

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

開催日時 令和03年12月06日 午後04時00分～午後05時15分

開催場所	東京湾岸警察署 講堂	出席者	協議会委員 8名 署長ほか 4名
------	------------	-----	---------------------

内 容

会議に先立ち、地域課長、刑事組織犯罪対策課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 当庁及び当署の死体取扱状況について
 - (1) 警察で取り扱う死体について
 - 検視を行う死体の類型について下記のとおり説明した。
 - 殺人や過失致死などの犯罪、又は犯罪が疑われる場合。
 - 病死・自然死であっても、病院以外での死亡や主治医が直近において診察していない等、その死亡の原因が持病が原因であると判断できないもの。
 - 病死・自然死であるか判断が難しい場合。
 - 指定感染症や中毒で死亡したもの。
 - 自殺によるもの。
 - 交通事故や溺死などの事故で死亡したもの。
 - 地震や水害などの災害で死亡したもの。
 - (2) 死体取扱状況及び取扱件数の推移について
 - 警視庁管内及び当署における死体の取扱状況、当署における死体取扱件数の推移について説明した。
 - (3) 死体取扱内容とその詳細について
 - 当署における死体の取扱内容について下記のとおり説明した。
 - 男女別の割合
 - 死亡原因
 - 死亡場所
 - 居住形態
 - 発見場所（陸上・水上面）
 - 解剖の有無
- 2 令和3年中の地域課検挙状況について
 - (1) 管内の犯罪発生（認知）状況について
 - 当署管内における犯罪発生状況について、下記項目別に説明した。
 - 万引き
 - 自転車盗
 - 暴行等の粗暴犯
 - 特殊詐欺
 - (2) 地域課における検挙状況について
 - 地域課において検挙した犯罪について下記のとおり説明した。
 - 刑法犯の検挙件数と主な事犯について
 - 特別法犯の検挙件数と主な事犯について
 - 交通違反の取り締まり件数と主な違反態様について
 - (3) 地域課の取り組みについて
 - 地域課が取り組んでいる内容について下記のとおり説明した。
 - 犯罪発生時間帯及び地区のパトロール強化
 - 巡回連絡や小学校の登下校警戒を通じた防犯活動
 - 交通事故発生時間帯及び交差点における交通違反取り締まり
 - ふれあい連絡協議会の開催による情報発信と情報共有

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - 震災訓練及びその諸対策（署、解体現場、大島での訓練）について
- (1) 東京湾岸署震災訓練の実施について
 - 当署において実施した震災訓練の内容について下記項目別に説明した。
 - 署長参集訓練
 - 来署者避難誘導訓練
 - 情報収集訓練

庁舎消火訓練
多数死体取扱訓練
信号機滅灯訓練
救出救助訓練
起震車を利用した地震体験訓練
海水利用放水消火訓練
環状7号線における交通規制訓練

- (2) 6署合同救出救助訓練及び7署合同救出救助訓練の実施について
災害対策課による指導の下、品川区所在のビル解体現場において行った6署合同での救出救助訓練及び江東区所在の施設解体現場において行った7署合同での救出救助訓練について下記のとおり説明した。
侵入口を確保しての救出救助訓練
負傷者搬出訓練
- (3) 災害時映像伝達等合同訓練の実施について
警視庁本部の関係各課と合同で実施した海上における映像伝送訓練について、羽田沖から大島沖にかけての結果を説明した。
- 2 警察署協議会からの意見要望等
署長から説明のとおり、各種訓練及び対策を継続していただきたい。

[その他の意見要望等]

- 1 委員から「地域課において取り扱う刑法犯のうち、万引きが最も多いとのことであるが、今後、分析を行った上で対策を強化する必要があるのではないか。また、万引き犯の中には認知症の高齢者も多く含まれると聞いているので、この点も併せた対応が必要だと考える。」旨の要望があった。
- 2 委員から「若洲地区は交通の便が悪く、バスに頼らざるを得ないことから、交通事故等による交通規制の影響が大きい。突発的な事象の発生に伴う交通規制を実施する際はふれあい連絡協議会の会員企業間で連絡網を整備し、連絡する等の体制を整えていただきたい。」旨の要望があった。

その他

次回（令和3年度第4回）の協議会は、令和4年3月に開催予定。

開催日時 令和03年10月25日 午後04時00分～午後05時15分

開催場所	東京湾岸警察署 講堂	出席者	協議会委員 8名 署長ほか 5名
------	------------	-----	---------------------

内 容

会議に先立ち、生活安全課長、水上安全課長、交通課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 年末に向けた交通事故防止対策について
 - (1) 東京湾岸警察署管内の交通事故情勢について
過去10年間の東京湾岸警察署管内における交通死亡事故の発生状況について、下記のとおり説明した。
発生時期について
第4四半期(10～12月)に急増。
第4四半期における発生時間帯について
午前8時から午後0時の間が最も多い。
状態別関与率等について
貨物車が最も多く関与している。
 - (2) 年末に向けた交通事故防止対策について
交通事故防止のために取り組んでいる対策を下記のとおり説明した。
貨物車対策の強化
トラックストップ作戦及び交通違反取締り強化。
二輪車対策の強化
プロテクター着用体験及び二輪車ストップ作戦の展開。
企業における交通安全教育の実施
管内企業の交通安全意識高揚
- 2 令和3年中の警備艇活動状況について
 - (1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の警備活動について
水上安全課における警備体制及び活動状況について説明した。
 - (2) 水難救助要請への対応について
警備艇による救助活動の概要を説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
各種犯罪の発生状況について
 - (1) 指定重点犯罪の発生状況について
強盗や侵入窃盗、特殊詐欺といった、警視庁で抑止対策に取り組んでいる犯罪の発生状況について説明した。
 - (2) 特殊詐欺の発生状況について
東京湾岸警察署管内における特殊詐欺の発生状況について、下記項目別に説明した。
特殊詐欺の手口について
 - ・ 還付金詐欺
 - ・ 預貯金詐欺
 - ・ その他
 特殊詐欺の場所別発生状況について
 - (3) 特殊詐欺対策について
東京湾岸警察署における特殊詐欺対策について下記項目別に説明した。
検挙対策
 - ・ アポ電入電時の現場設定
 - ・ 防犯カメラ等の各種捜査
 抑止対策
 - ・ 警察官等によるATM警戒
 - ・ 車両を利用した防犯広報等
 - (4) 前兆事案の発生状況について
子供及び女性に対する性犯罪等に発展するおそれのある事犯(前兆事案)について説明した。

- 2 警察署協議会からの意見要望等
署長からの説明のとおり、各種対策を取っていただきたい。

[その他の意見要望等]

- 1 委員から「交通事故の様子が写っているドライブレコーダーの映像は非常に印象に残るため、これを交通安全の教材として利用することができれば、交通事故抑止の効果が大きいのではないか。」との意見があった。
- 2 委員から「湾岸エリアは特に夜間人口が少なく、夜は暗い所も多いため、街灯の明るさや非常通報装置付きの防犯カメラ設置といった取組を進めていただきたい。」との意見があった。

その他